

SDGs 企業登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が SDGs 達成に資する取組を行う企業や団体等を「あまがさき SDGs パートナー」として登録・周知することにより、市内の SDGs 達成に向けた取組を推進し、持続的なまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs (Sustainable Development Goals) 2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標
- (2) あまがさき SDGs パートナー 本要綱において SDGs 企業登録が完了した者。また、SDGs の達成に向けた取組を主体的に実施し、市における持続的なまちづくりの実現に貢献する者

(登録の名称)

第3条 この要綱による登録は「SDGs 企業登録」と称する。

(登録対象者)

第4条 SDGs 企業登録（以下、「登録」という。）を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は支社等を有し、市内において事業活動を行う法人、個人事業主
- (2) 市税の滞納をしていない者
- (3) SDGs 達成に向けた取組を、「経済・社会・環境」の3側面全てにおいて取り組んでいる又は登録後に取り組む予定である者

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとする者は、あまがさき SDGs パートナー登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) あまがさき SDGs パートナー宣言書(様式第2号)
- (2) 会社概要及び事業内容が確認できる資料
- (3) SDGs の取組が分かる資料(既に SDGs に取り組んでいる場合)
- (4) 登記事項証明書(発行後3箇月以内のもの。個人の場合は住民票又は登録原票記載事

項証明書)

(5) 市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書等（発行後3箇月以内のもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第6条 市長は、前条の登録申請書を受理し、その内容が登録要件を満たすと認めるときは、あまがさきSDGsパートナー登録書（様式第3号）を交付するとともに、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。なお、認められない場合は、その理由をあまがさきSDGsパートナー不登録通知書（様式第4号）にて通知する。

2 前項の登録をしたときは、尼崎市ホームページ等において事業概要及び取組内容を公表する。

（登録の有効期間等）

第7条 登録の有効期間は、登録した日から2年間とする。

2 被登録者は、前項の有効期間を更新しようとするときは、更新の申請を行うものとする。

3 第5条、第6条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

4 被登録者は、更新申請を行う際に、SDGsの取組をあまがさきSDGsパートナー取組報告書（様式第5号）にて市長に報告するものとする。

5 市長は、第3項の規定において準用する第6条の規定に基づき更新の登録を行う場合において、被登録者が前回の登録の際に2年以内に実施を予定していた取組等に着手していないときは、更新の登録を行わないものとする。

（変更の届出）

第8条 被登録者は、第5条（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、あまがさきSDGsパートナー登録変更届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更の内容が、登録に影響を及ぼす可能性があるときと認めるときは、被登録者に必要な書類の提出を求め、書類による審査を行うものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被登録者への登録を取り消すことができる。

(1) 登録の取消しの届け出があったとき。

- (2) 不正な登録の明示があったとき。
 - (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号から第4号のいずれかに該当するとき。
 - (4) その他登録を取り消すべき重大な事由が生じたとき。
- 2 市長は、この要綱に重大な違反をして登録を受け、又は本登録に対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに被登録者の受けた登録の取消しを行い、再度の登録申請も拒否することができる。
 - 3 市長は、第1項に基づき登録を取り消した場合は、その旨を該当者にあまがさきSDGsパートナー登録取消通知書（様式第7号）にて通知するものとする。
 - 4 第1項の規定により登録を取り消された事業者は、速やかに登録書を返還しなければならない。

（実施の細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。